

政令第三百六号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第七十号を第七十三号とし、第六十号から第六十九号までを三号ずつ繰り下げ、第五十九号を第六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十二 七―ブロモ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピ
ン―ニ―オン及びその塩類

第三条中第五十八号を第六十号とし、第三十号から第五十七号までを二号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の二号を加える。

三十 (RS)―六―（五―クロロピリジン―ニ―イル）―七―オキソ―六・七―ジヒドロ―五H―ピロ

ロ「三・四―b」ピラジン―五―イル||四―メチルピペラジン―一―カルボキシラート（別名ゾピクロン）及びその塩類

三十一 四―（二―クロロフェニル）―二―エチル―九―メチル―六H―チエノ「三・二―f」「一・二・四」トリアゾロ「四・三―a」「一・四」ジアゼピン（別名エチゾラム）及びその塩類

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 (RS)―六―（五―クロロピリジン―二―イル）―七―オキソ―六・七―ジヒドロ―五H―ピロロ「

三・四―b」ピラジン―五―イル||四―メチルピペラジン―一―カルボキシラート（別名ゾピクロン）、

その塩類及びこれらのいずれかを含有する物（次項において「ゾピクロン等」という。）並びに四―（二

―クロロフェニル）―二―エチル―九―メチル―六H―チエノ「三・二―f」「一・二・四」トリアゾロ

「四・三―a」「一・四」ジアゼピン（別名エチゾラム）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

(同項において「エチゾラム等」という。)であつてこの政令の施行の際現に容器に収められているものについては、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。

3 ゴピクロン等及びエチゾラム等に使用される容器又は容器の直接の被包であつてこの政令の施行の際現に存するものが、この政令の施行の日から一年以内に使用される場合には、ゴピクロン等及びエチゾラム等であつて当該容器又は容器の直接の被包が使用されるものについては、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。